

## 登米市浄化槽等設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽の計画的な整備を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、浄化槽等を設置する者に対し、予算の範囲内で登米市浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和53年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、同法第4条第1項に規定する技術上の基準に適合し、かつ、同条第2項に規定する構造基準に適合するもの（処理対象人員が10人以下のものについては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものに限る。）をいう。
- (2) 補助対象浄化槽 浄化槽のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上の機能を有すること。
  - イ 放流水のBODを1リットル当たり20ミリグラム（日平均値）以下にする機能を有すること。
  - ウ 処理対象人員が20人以下であること。
- (3) 補助対象高度処理型浄化槽 補助対象浄化槽のうち、放流水の全窒素量（以下「T-N」という。）を1リットル当たり20ミリグラム（日平均値）未満にする機能を有するものをいう。
- (4) 主たる管渠<sup>きよ</sup> 最上流端から放流先までの管渠をいう。
- (5) 蒸発拡散装置 浄化槽から排出される処理水の適当な放流先がない場合に、当該処理水を蒸発拡散させるための装置をいう。

(交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、次項に定める浄化槽設置事業及び第3項に定める宅内排水設備整備事業（以下これらを「補助対象事業」と総称する。）を行う者とする。

2 浄化槽設置事業は、次の各号に掲げる浄化槽のいずれかを当該各号に定める区域に存する一般住宅又は店舗付住宅に設置することとする。

(1) 補助対象浄化槽 登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）別表第2の(3)の表に定める計画区域（次号に定める区域を除く。）ただし、当該計画区域以外の区域のうち、当分の間、同条例に定める下水道事業（浄化槽事業を除く。）による整備が見込めない区域については、この限りでない。

(2) 補助対象高度処理型浄化槽 排出基準を定める省令別表第2の備考6及び7

の規定に基づく窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量についての排出基準に係る湖沼（昭和60年環境庁告示27号）において指定された伊豆沼、内沼又は長沼に生活排水が排出される地域及び長沼川流域

3 宅内排水設備整備事業は、浄化槽設置事業の実施に係る主たる管渠工事（蒸発拡散装置の設置が必要な場合は、当該設置を含む。）とする。

（補助金額）

第4条 補助金の交付額は、次の2項に定める補助金額の合計額とする。

2 浄化槽設置事業に係る補助金額は、当該事業の実施に要した工事費の金額以内の額とし、次の表に定める金額を上限とする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

設置区分		上限額
補助対象浄化槽	5人槽	581,000円
	6～7人槽	724,000円
	8～10人槽	959,000円
	11～20人槽	1,643,000円
補助対象高度処理型浄化槽	5人槽	630,000円
	6～7人槽	808,000円
	8～10人槽	1,023,000円
	11～20人槽	1,911,000円
備考 第3条第2項第1号の規定により設置した浄化槽が補助対象高度処理型浄化槽にも該当する場合の上限額は、補助対象浄化槽の上限額を適用する。		

3 宅内排水設備整備事業に係る補助金額は、次の表に定める工事区分ごとに算出した補助金額を合計した金額以内の額とし、30万円を上限とする。ただし、合計した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

工事区分	補助対象経費	補助金額
主たる管渠工事	主たる管渠のうち、30メートルを超える区間（補助対象浄化槽又は補助対象高度処理型	1メートル当たり5,000円

	浄化槽部分を除く。)に係る 工事費	
蒸発拡散装置設置工事	工事費	補助対象経費の2分の1以内 の額
備考 主たる管渠の補助対象経費に係る区間に1メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		

(交付申請)

第5条 規則第3条による交付の申請は、補助対象事業を実施する前に当該事業を実施する年度の11月末日までに登米市浄化槽等設置整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(規則様式第2号)
- (2) 浄化槽設置届出書の写し
- (3) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容変更又は補助対象経費の配分を変更する場合には、登米市浄化槽等設置整備事業費補助金事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第2号)により、交付決定を受けた年度の1月末日までに市長の承認を受けなければならない。ただし、当該交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合であって、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない

ア 経費の配分の変更が経費の能率的又は効果的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がない場合であつて、当該変更金額が当該経費の20パーセント以内のもの

イ 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更であるもの

- (2) 補助対象事業を中止、又は廃止する場合においては、前号の様式により市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとする者でないこと。

2 規則第10条に規定する手続は、前項第1号及び第2号の規定により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 規則第17条第1項に規定する交付決定の取消しは、同項各号のいずれかに該当する場合のほか、この要綱の規定に違反した場合についても適用する。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による報告は、登米市浄化槽等設置整備事業費補助金実績報告書(様式第3号)によるものとし、事業完了後1月を経過する日(第6条第2号の規定により、補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日から1月を経過する日)又は交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに当該報告書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(規則様式第11号)
- (2) 補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象事業に係る完成図面
- (4) 補助対象事業の経過が分かる写真
- (5) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し及び内訳書
- (6) 工事のチェックリスト(様式第4号)
- (7) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽法定検査依頼書の写し
- (8) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第15条の規定により交付するものとし、補助金の支払の請求は、登米市浄化槽等設置整備事業費補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(証拠書類等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付及び補助対象事業の実施に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、当該補助対象事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(提出書類等)

第11条 この要綱の規定により市長に提出する書類は、3部とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係） 工事のチェックリスト

様式第5号（第9条関係）